

# 環境活動レポート

2018年度

( 活動期間 : 2017年10月~2018年9月 )

2018年11月26日発行

2019年05月18日改訂



本社



堺東営業所



柏原営業所



堺営業所



MARUMAN

株式会社 丸萬商事

## 1. 環境方針

産業廃棄物の収集運搬及びプラント清掃メンテナンス、生産請負業務等の事業活動全域において省資源・省エネルギー活動を推進し、地球温暖化の防止に取り組みます。

環境衛生のニーズに応えると共に、廃棄物のリサイクルを促進し、環境保全活動に取り組みます。

### 行動方針

株式会社丸萬商事は、事業活動の中で環境目的・目標を設定して取り組み、環境負荷の削減に努めます。

1、事業活動全般に伴う環境への負荷を削減するため、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組み、継続的な環境負荷の削減に努めます。

①収集運搬車両と営業車両の燃料使用量を削減し、排気ガスの抑制。

②事業活動全体の電気使用量の削減。

上記①②の活動を通じて、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

③一般廃棄物の削減。

- ・ 一般廃棄物の適正処理及びリサイクル(再生利用)推進。
- ・ 事業活動でのリユース(再使用)の推進。

④水資源の節水。

⑤業務上の購入品と調達品については、グリーン購入やグリーン調達を推進します。

⑥環境コンサルタント業務の促進。

2、産業廃棄物収集運搬及びプラント清掃メンテナンス業等に係わる環境関連法規・条例及びその他の要求事項を遵守します。

3、環境マネジメントシステムの継続的改善に努めます。

4、この環境方針は、社員全員に周知すると共に、社外にも公表します。

制定日 2007年 9月 25日

改定日 2017年 10月 1日

株式会社 丸萬商事

代表取締役 **安本 悠起子**

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所名及び代表者名

株式会社 丸萬商事 代表取締役 安本 悠起子

(2) 設立年月日

昭和48年12月5日 (創業 昭和36年5月)

(3) 資本金 5,000万円

(4) 所在地(認証・登録対象組織・サイトは全社)

・本社

大阪府松原市三宅西一丁目345番地の7

TEL 072-336-2068 FAX 072-336-4591

・対象事務所: 下記3ヶ所

① 柏原営業所

大阪府柏原市国分東条町3273 (株)ジェイテクト国分工場内

TEL 072-977-5882 FAX 072-977-5883

② 堺営業所

大阪府堺市西区築港新町三丁目1番地 宇部興産(株)堺工場内

TEL 072-280-6886 FAX 072-280-6888

③ 堺東営業所

大阪府堺市堺区市之町東5丁目2-11 堺グリーンプラザ303号室

TEL 072-228-1201 FAX 072-228-1220

(5) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 専務取締役 安本 晃 TEL:072-280-6886

担当者 管理部環境安全課課長 星山 仁志 TEL:072-977-5882

(6) 事業の内容(認証・登録範囲: 全組織・全活動)

- ・産業廃棄物収集運搬
- ・プラント清掃メンテナンス
- ・生産請負業務
- ・廃棄物処理にかかわるコンサルタント業務
- ・前記各項の付帯する一切の業務

(7) 事業年度 10月～9月

### 3. 事業の規模

	2016年度	2017年度	2018年度
(1)売上高	575 百万円	546 百万円	696 百万円
(2)収集運搬量(汚泥・廃プラスチック類 其他)	12,446 t	13,500 t	14,497 t

(3)従業員 40 人 (認証・登録適用内従業員数26人)(常駐先従業員数:14人)(2018年9月30日現在)  
尚、認証・登録範囲外の従業員は常駐している客先のEMSの管理下で活動している。

(4)延べ床面積 335.17㎡(本社165.8㎡・柏原営業所61.27㎡・堺営業所45.36㎡・堺東営業所62.74㎡)

(5)保有車両・機材



1. 25トントラック 1台



1. 5トントラック 1台



4トンドンプ車 1台



10トンドンプ車 1台



4トンコンテナ車 1台



10トンコンテナ車 2台



7トンコンテナ車 1台



多目的 7トンコンテナ車 2台  
コンテナ搭載時



ブロー装置搭載時



高圧JET洗浄装置搭載時



2.5トンフォークショベル 1台



2トンフォークリフト(標準型、回転型)3台



13KLステンレスタンクローリー 2台



2トンバキューム車 1台



7トンブロー車 1台



10トンブロー車 1台



計量装置付き 12トンブロー車 2台



計量装置付き



計量装置付 7トンパッカー車 3台

**計量装置付7トンパッカー車での回収に変更した場合**

- ・複数の企業様をルート巡回して処理業者へ運送するため、従来のパッカー車に比べて運搬作業の費用が軽減できる。
  - ・お客様の前で計量伝票を発行し、適正な金額をその場で確認できる。
- ※弊社の処理費の精算方法は重量精算



計量装置本体



携帯端末機



計量伝票



後部積載重量  
デジタル表示

※国内初マニフェスト対応

計量票即時発行システム

※弊社の自動計量パッカー車による産業廃棄物収集運搬システムにより、産廃排出事業者が、

- 1) 収集運搬コストの削減
- 2) 産廃の保管スペースと分別スペースの確保
- 3) 防火・防災管理の強化
- 4) 食品工場での防虫・防臭等の衛生管理向上
- 5) 産廃発生量の目標管理向上

以上のメリットが図れる。

## (6)産業廃棄物収集運搬許可番号

※積替保管場所無し

府・県名	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	備考
大阪府	産業廃棄物	第 02700004771 号	昭和49 年 7 月 2 日	平成 35 年 4 月 27 日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02750004771 号	平成 5 年 7 月 1 日	平成 34 年 6 月 30 日	優良
奈良県	産業廃棄物	第 02900004771 号	平成 7 年 6 月 5 日	平成 36 年 6 月 4 日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02950004771 号	平成 30 年 6 月 1 日	平成 35 年 5 月 31 日	
三重県	産業廃棄物	第 02400004771 号	平成 13 年 2 月 19 日	平成 30 年 2 月 18 日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02450004771 号	平成 23 年 7 月 20 日	平成 35 年 7 月 19 日	優良
滋賀県	産業廃棄物	第 02501004771 号	平成 22 年 6 月 25 日	平成 34 年 8 月 24 日	優良
愛知県	特別管理産業廃棄物	第 02350004771 号	平成 29 年 1 月 17 日	平成 34 年 1 月 16 日	
福井県	産業廃棄物	第 01807004771 号	平成 29 年 2 月 28 日	平成 34 年 2 月 27 日	
兵庫県	産業廃棄物	第 02804004771 号	平成 16 年 2 月 2 日	平成 35 年 2 月 1 日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02854004771 号	平成 21 年 6 月 1 日	平成 33 年 5 月 31 日	優良
京都府	産業廃棄物	第 02600004771 号	平成 19 年 12 月 18 日	平成 31 年 12 月 17 日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 02650004771 号	平成 18 年 10 月 23 日	平成 35 年 10 月 22 日	優良
和歌山県	産業廃棄物	第 03000004771 号	平成 22 年 8 月 23 日	平成 34 年 8 月 22 日	優良
岡山県	産業廃棄物	第 03308004771 号	平成 21 年 3 月 16 日	平成 33 年 3 月 15 日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 03350004771 号	平成 22 年 10 月 29 日	平成 34 年 10 月 28 日	優良
徳島県	産業廃棄物	第 3600004771 号	平成 24 年 4 月 27 日	平成 36 年 4 月 26 日	優良
	特別管理産業廃棄物	第 3650004771 号	平成 24 年 4 月 27 日	平成 36 年 4 月 26 日	優良
福岡県	産業廃棄物	第 04000004771 号	平成 28 年 12 月 9 日	平成 33 年 12 月 8 日	
	特別管理産業廃棄物	第 04050004771 号	平成 24 年 12 月 20 日	平成 36 年 12 月 19 日	優良
山口県	産業廃棄物	第 03500004771 号	平成 26 年 3 月 7 日	平成 31 年 3 月 6 日	
	特別管理産業廃棄物	第 03550004771 号	平成 26 年 3 月 7 日	平成 31 年 3 月 6 日	
愛媛県	産業廃棄物	第 3806004771 号	平成 26 年 3 月 24 日	平成 31 年 3 月 23 日	

※今年度(2018年度)変更事項

- ・福岡県の特別管理産業廃棄物、三重県の産業廃棄物収集運搬業で優良認定を受けた。
- ・奈良県で特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた。

特別管理産業廃棄物

府・県名	種類									
	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	廃石綿等	廃水銀等	廃PCB等 (低濃度PCB廃棄物)	PCB汚染物 (低濃度PCB廃棄物)
大阪府		●	●	●	●	●	●	●	●	●
奈良県	●	●	●	●	●	●	●	●		
三重県	●	●	●	●	●		●			
兵庫県		●	●	●	●	●	●	●		
京都府							●			
岡山県	●	●	●	●	●	●	●		●	●
徳島県		●	●	●	●		●			
福岡県	●	●	●	●	●	●	●			
山口県	●	●	●	●	●	●	●			
愛知県	●	●	●	●	●	●	●	●		

●:許可取得

○:許可申請中





#### 4. 主な環境負荷の実績

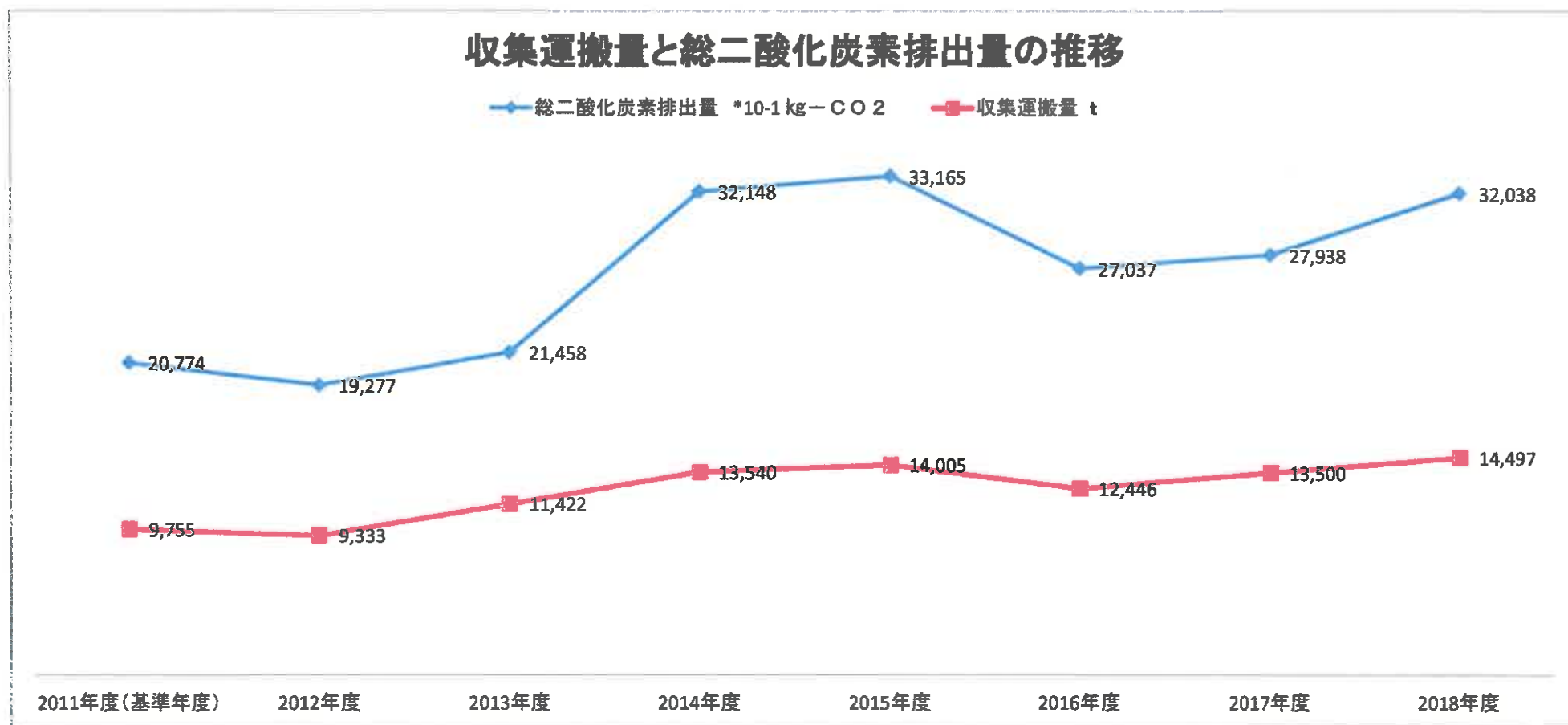
弊社の、主な環境負荷は作業車両の燃料になる。その為、仕事量が増えれば車両燃料使用量も増え、二酸化炭素排出量も増える。

現在、燃料の二酸化炭素排出量の削減を、1時間当たりの車両燃料使用量の削減で取り組んでいる。

#### ※主な環境負荷の排出量推移

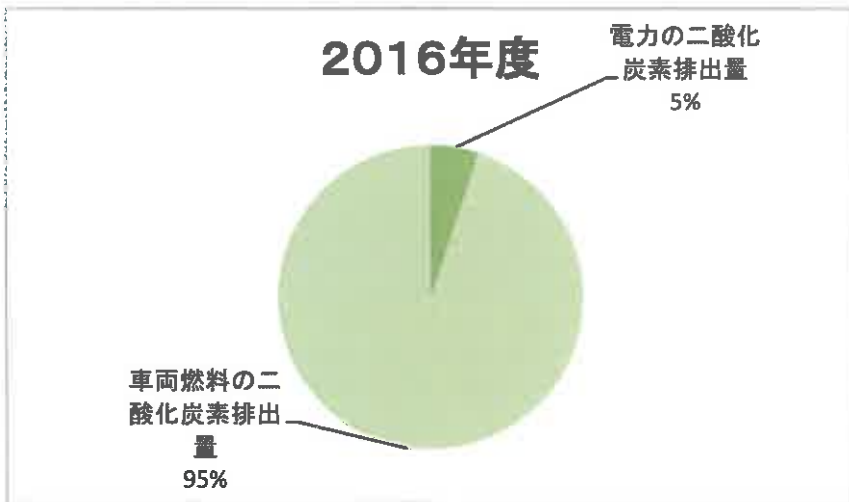
年度		2011年度 (基準年度)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総二酸化炭素排出量 *10 <sup>-1</sup>	kg-CO <sub>2</sub>	20,774	19,277	21,458	32,148	33,165	27,037	27,938	32,038
収集運搬量	t	9,755	9,333	11,422	13,540	14,005	12,446	13,500	14,497

※ 総二酸化炭素排出量は、ガスも含む。

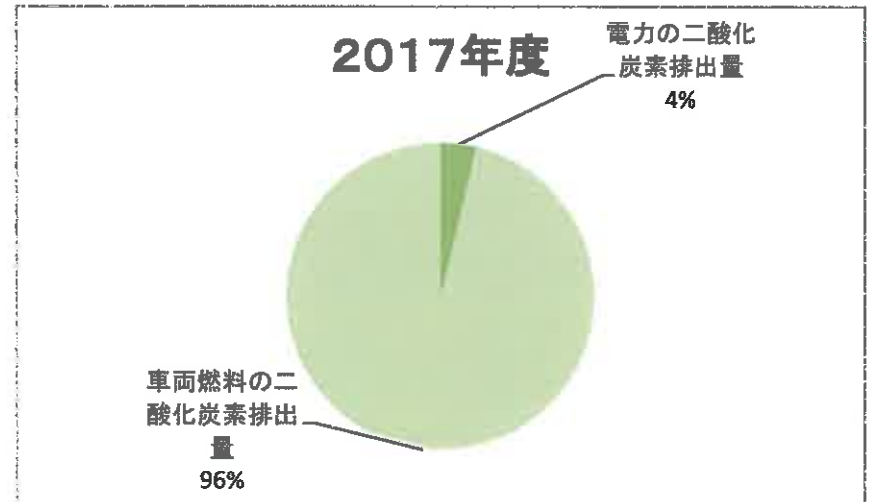


全体の二酸化炭素排出量の割合

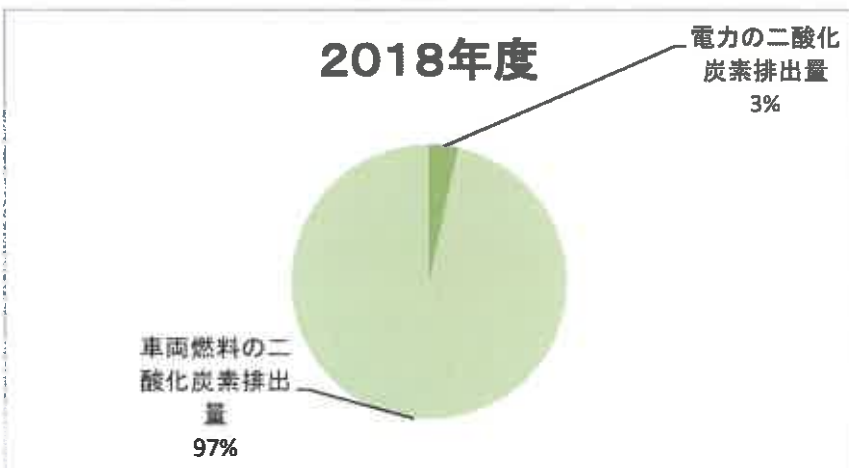
2016年度		
二酸化炭素総排出量	270,372	kg-CO <sub>2</sub>
電力の二酸化炭素排出量	13,657	kg-CO <sub>2</sub>
車両燃料の二酸化炭素排出量	255,998	kg-CO <sub>2</sub>



2017年度		
二酸化炭素総排出量	279,381	kg-CO <sub>2</sub>
電力の二酸化炭素排出量	10,411	kg-CO <sub>2</sub>
車両燃料の二酸化炭素排出量	268,392	kg-CO <sub>2</sub>



2018年度		
二酸化炭素総排出量	320,382	kg-CO <sub>2</sub>
電力の二酸化炭素排出量	10,784	kg-CO <sub>2</sub>
車両燃料の二酸化炭素排出量	309,544	kg-CO <sub>2</sub>



※ 二酸化炭素排出量の割合を見ると、95%以上が車両燃料の使用量になる。

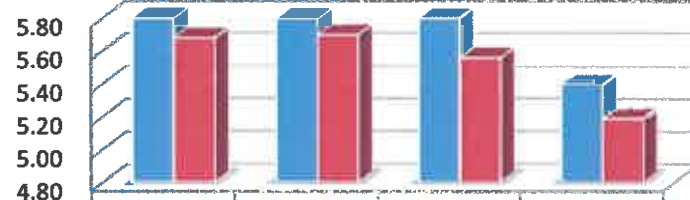
主な環境負荷(原単位)の推移

車両1時間当たりのガソリン消費量

■各年度の目標値 リットル/時間    ■ガソリンの使用量 リットル/時間



ガソリンを1時間に消費した場合の二酸化炭素排出量



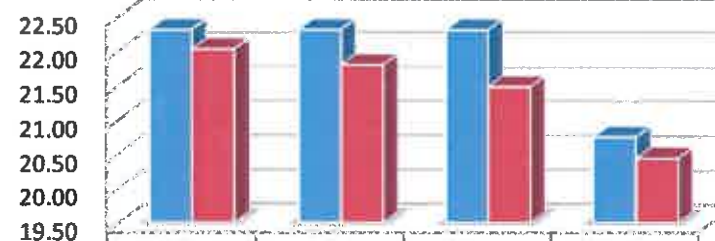
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
■各年度の目標値 kg-CO2/時間	5.80	5.80	5.80	5.40
■ガソリンの使用量 kg-CO2/時間	5.68	5.70	5.56	5.19

車両1時間当たりの軽油消費量

■各年度の目標値 リットル/時間    ■軽油の使用量 リットル/時間



軽油を1時間に消費した場合の二酸化炭素排出量

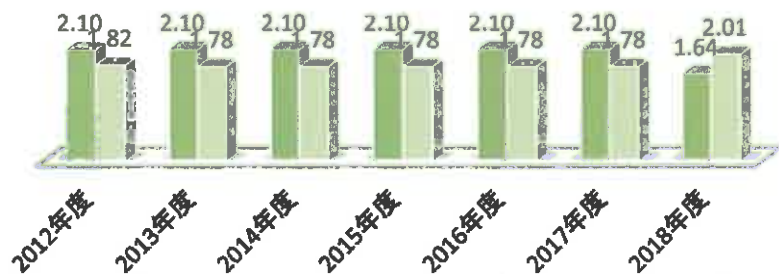


	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
■各年度の目標値 kg-CO2/時間	22.31	22.31	22.31	20.75
■軽油の使用量 kg-CO2/時間	22.03	21.80	21.48	20.44

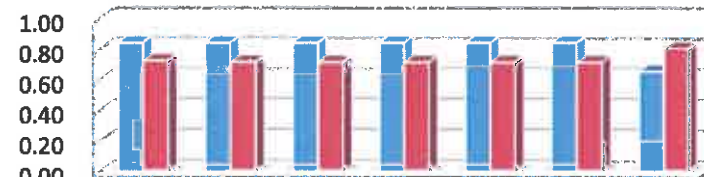
※ ガソリン・軽油に関しては、作業車両1時間当たりの消費量で算出している。(年間の平均)

従業員1人当たりの電力使用量

■各年度の目標値 kWh/人    ■電力の使用量 kWh/人



電力使用で1人が排出した二酸化炭素量



	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
■各年度の目標値 kg-CO2/人	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.65
■電力の使用量 kg-CO2/人	0.72	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.80

### 従業員1人当たりの一般廃棄物排出量

■ 各年度の目標値 g/人 ■ 一般廃棄物排出量 g/人



### 従業員1人当たりの水の使用量

■ 各年度の目標値 m<sup>3</sup>/人 ■ 総排水量 m<sup>3</sup>/人



### グリーン購入の割合

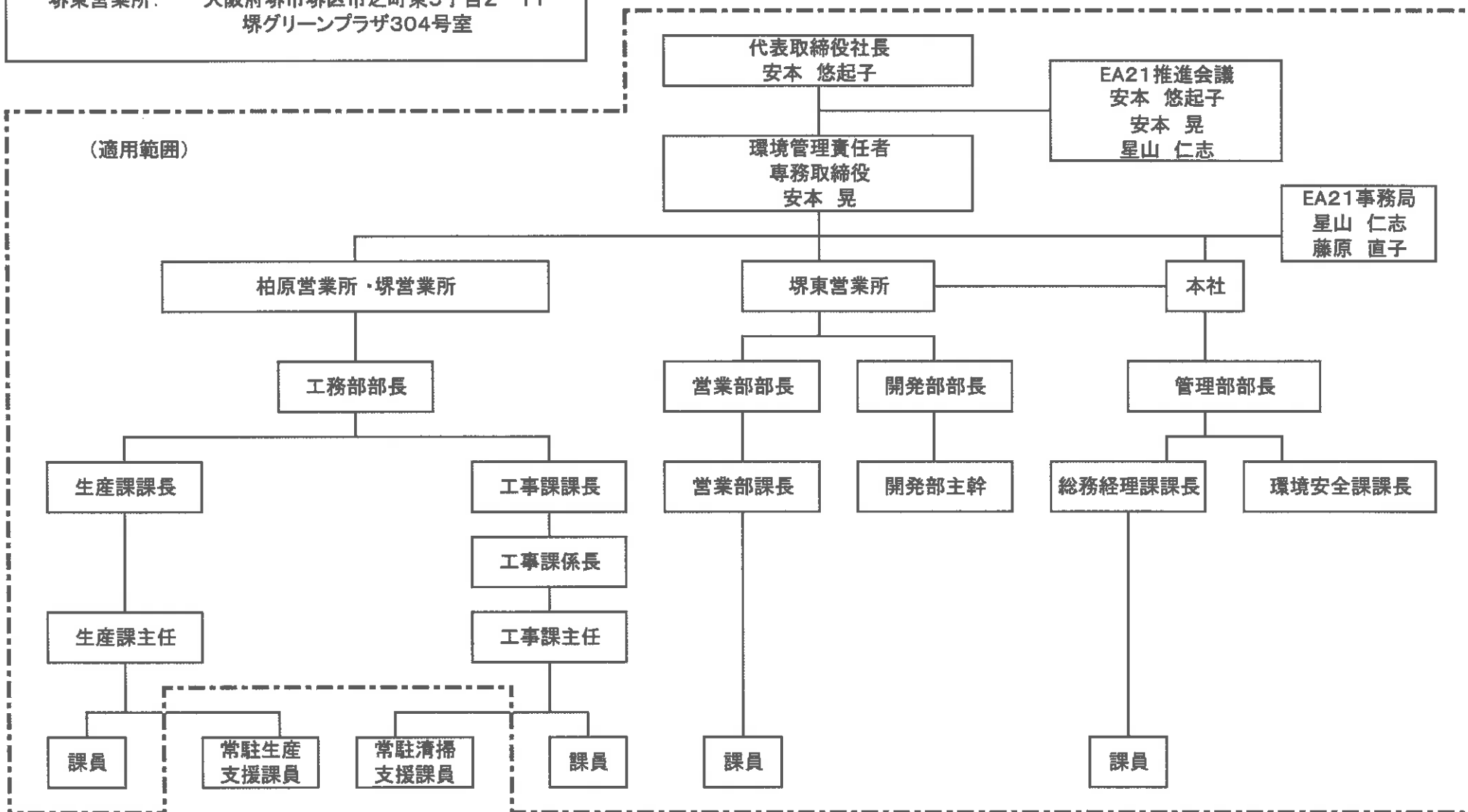
■ 各年度の目標値 % ■ グリーン購入 %



※ 電力二酸化炭素排出量・一般廃棄物排出量・上水使用量の分母の1人は、1年間の延実労働時間を8時間で割って出した年間労働者数を使っている。

## 5. 実施体制図(2018年9月30日現在)

<p>認証・登録の適用範囲          住所:大阪府松原市三宅西1丁目345-7          関連事務所:4箇所          対象事務所名:          柏原営業所: 大阪府柏原市国分東条町3273          堺営業所: 大阪府堺市西区築港新町三丁目1番地          堺東営業所: 大阪府堺市堺区市之町東5丁目2-11          堺グリーンプラザ304号室</p>	<p>活動:産業廃棄物収集運搬          プラント清掃メンテナンス          生産請負業務          廃棄物処理にかかわるコンサルタント業務          前記各項の付帯する一切の業務</p>	<p>総従業員数:40名          常駐先従業員数:14名          認証・登録適用内従業員数:26人</p>
--	--	---



(常駐している客先のEMSで活動しており適用範囲外)

6. 環境目標及びその実績&環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容(2017年10月～2018年9月)

取組項目	電力の削減	ガソリン使用量の削減	軽油使用量の削減	一般廃棄物量の削減	水道水の使用量の削減	グリーン購入	コンサルタント業務の促進	
単位	kg-CO <sub>2</sub> /人	kg-CO <sub>2</sub> /時間	kg-CO <sub>2</sub> /時間	g/人	m <sup>3</sup> /人	%	件	
基準年度	2011年	2014年	2014年	2011年	2011年	2012年	2011年	
数値	0.84	5.80	22.31	88	0.0467	21.5%	6	
今年度	2018年							
目標	0.65	5.40	20.75	81	0.0388	28.0%	8	
差	0.19	0.40	1.56	7	0.0079	6.5%	2	
基準年度比	77.38%	93.10%	93.01%	92.05%	83.08%	130.23%	133.33%	
実績	0.80	5.19	20.44	87	0.0437	36.0%	8	
結果	差	-0.15	0.21	0.31	-6	-0.0049	8.0%	0
比	123.08%	96.11%	98.51%	107.41%	112.63%	128.6%	100.00%	
評価	年度目標 未達成 原単位の取り組みを変更する	年度目標 達成 継続して目標達成手段に取り組む	年度目標 達成 継続して目標達成手段に取り組む	年度目標 未達成 原単位の取り組みを変更する	年度目標 未達成 原単位の取り組みを変更する	年度目標 達成 継続して目標達成手段に取り組む	年度目標 達成 継続して目標達成手段に取り組む	
目標達成手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要照明の消灯</li> <li>電気製品の空運転防止</li> <li>電気製品の省エネ化</li> <li>断熱対策</li> <li>対流による室温の統一化</li> <li>冷暖房温度の設定(冷房28℃、暖房20℃)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブを実施</li> <li>アイドリングストップ</li> <li>急発進、急加速の防止</li> <li>冷暖房の控え目使用</li> <li>暖機運転は適切に</li> <li>車間距離は余裕をもって</li> <li>エンジブレーキを積極的</li> <li>道路交通情報の活用</li> <li>タイヤの空気圧チェック</li> <li>不要な荷物を降ろす</li> <li>駐車場所に注意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミの分別の徹底</li> <li>作業道具の再使用</li> <li>ミスコピーの防止</li> <li>裏紙の使用</li> <li>古紙の再利用の促進</li> <li>封筒の再利用</li> <li>一般廃棄物のリサイクル化</li> <li>ペーパーレス化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水漏れチェック</li> <li>節水の呼びかけ</li> <li>洗濯はまとめて</li> <li>雨水の有効利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した製品(環境物品)を優先的に購入したり情報提供することによって、環境物品の需要拡大を図る</li> <li>事務用品はアスクルのグリーン商品リストマークの有る物を優先的に購入する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引事業者に対し廃棄物の処分方法の改善とリサイクルの促進をコンサルタントする</li> </ul>		
2019年度以降の維持管理目標値	6,985kg-CO <sub>2</sub>	5.40 kg-CO <sub>2</sub> /時間	20.75 kg-CO <sub>2</sub> /時間	1,150 kg	361.4 m <sup>3</sup>	30%	8 件	

- ・電力、一般廃棄物、水使用の削減、グリーン購入は、2018年実績を新たな維持管理目標値に設定する。
- ・燃料の削減に関しては、従来通りの取り組み方法で行い、2017年度の目標数値を2019年度の新たな維持管理目標値に設定する。
- ・電力二酸化炭素排出量・一般廃棄物排出量・上水使用量の削減の原単位は排出量を総労働時間数により除じて算出しています。
- 尚、電力二酸化炭素排出量・一般廃棄物排出量・上水使用量の削減の原単位は、適用範囲外の常駐支援課員の労働時間も加算した上で、計算しております。
- ※関西電力の2013年度の二酸化炭素排出係数、0.522kg-CO<sub>2</sub>/KWhを使用
- ・ガソリン・軽油に関しては、作業車両1時間当たりの消費量で算出している。(年間の平均)
- ・ガソリン・軽油の二酸化炭素排出量削減の基準年度変更は、車両の増加に伴う処置。
- ※ 2019年度から電力二酸化炭素排出量・一般廃棄物排出量・上水使用量の削減の原単位の変更を行う。(取組目標の変更)

	取組項目	電力の削減	ガソリン使用量の削減	軽油使用量の削減	一般廃棄物量の削減	水道水の使用量の削減	グリーン購入	コンサルタント業務の促進	
	単位	kg-CO <sub>2</sub> /人	kg-CO <sub>2</sub> /時間	kg-CO <sub>2</sub> /時間	g/人	m/人	%	件	
本社、堺東営業所	基準年度	2011年	2014年	/	2011年	2011年	2012年	2011年	
	数値	5.61	5.22		144	0.305	22.5%	6	
	今年度	2018年			2018年				
	目標	4.77	5.01		137	0.290	29.3%	8	
	差	0.84	0.21		7.00	0.015	8.2%	2	
	基準年度比	85.03%	95.98%		95.14%	95.08%	130.2%	133.33%	
	実績	5.32	4.66		85	0.380	30.7%	8	
	結果	差	-0.55		0.35	52	-0.090	1.4%	0
		比	111.53%		93.01%	62.04%	131.03%	104.8%	100.00%
	評価	年度目標 未達成	年度目標 達成		年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 未達成	年度目標 達成	年度目標 達成
柏原営業所	基準年度	2011年	2014年	2014年	2011年	2011年	2012年	/	
	数値	0.45	6.80	11.55	81	0.033	20.0%		
	今年度	2018年		2018年					
	目標	0.37	6.67	11.32	77	0.030	26.0%		
	差	0.08	0.13	0.23	4	0.003	6.0%		
	基準年度比	82.22%	98.09%	98.01%	95.06%	90.91%	130.0%		
	実績	0.47	6.55	11.32	89	0.029	34.1%		
	結果	差	-0.10	0.12	0.00	-12	0.001		8.1%
		比	127.03%	98.20%	100.00%	115.58%	96.67%		131.2%
	評価	年度目標 未達成	年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 未達成	年度目標 達成	年度目標 達成		
堺営業所	基準年度	2011年	2014年	2014年	2011年	/	2012年	/	
	数値	0.80	5.76	22.31	100		25.0%		
	今年度	2018年		2018年					
	目標	0.59	5.70	21.64	93		32.5%		
	差	0.21	0.06	0.67	7		7.5%		
	基準年度比	73.75%	98.96%	97.00%	93.00%		130.0%		
	実績	0.55	5.61	21.45	82		45.9%		
	結果	差	0.04	0.09	0.19		11		13.4%
		比	93.22%	98.42%	99.12%		88.17%		141.2%
	評価	年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成	年度目標 達成		年度目標 達成		

※ 本社は、軽油の使用なし。

※ 堺営業所は、上水を常駐先から供給を受けている為、実績把握が困難な為、定性目標を設定して取り組んでいる。

定性目標の点数(自己申告による点数制)

堺営業所は、上水量の削減のみを定性目標で取り組んでいる。

- ・(8点)達成手段をよく理解し・100%守れた
- ・(7点)達成手段はよく理解した・75%守れた
- ・(6点)達成手段は理解した・50%守れた
- ・(5点)達成手段は少し理解した・50%守れた
- ・(4点)達成手段は理解した・25%守れた
- ・(3点)達成手段は少し理解した・25%守れた
- ・(2点)達成手段は理解したが・守れなかった
- ・(1点)達成手段は少し理解した・守れなかった
- ・(0点)達成手段を理解できず・守れなかった



## 7.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法的義務を受ける主な環境関連法規は次の通りである。

適用される法規	内容
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物収集運搬業(特別管理)の許可                収集運搬業許可が、同一都道府県内において、一つの政令市の区域を越えて行う産業廃棄物の収集運搬は、当該都道府県知事の許可のみで行える事になった。但し、積替え保管を伴う収集運搬については、その許可の取扱いに変更はなく、従来通り積替え換え保管を行う区域の都道府県知事・政令市長の許可が必要である。                ※改正法の施行日が2011年4月1日</li> <li>・優良産廃処理業者認定制度                通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。                ※改正法の施行日が2011年4月1日</li> <li>・廃水銀等の収集運搬又は処分を行う際には、特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分に係る許可が必要                平成28年4月1日から施行</li> <li>・平成29年10月1日以降、水銀廃棄物の収集運搬を行うためには、種類や限定条件に該当する水銀廃棄物が含まれた許可が必要。                ①水銀含有ばいじん等                      ②水銀使用製品廃棄物</li> <li>・アスベストの収集運搬                (他の廃棄物と混載してはならない、飛散防止、最終処分場まで直送)</li> <li>・PCB廃棄物の収集運搬は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要</li> <li>・排出事業者との書面による、事前の契約締結</li> <li>・マニフェスト受付処理                &lt;紙マニフェストの場合&gt;                ①B1、C2票の保管(5年間)                ②B2票の返却(運搬終了後10日以内)                &lt;電子マニフェストの場合&gt;                ①運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告                ②マニフェストの保存が不要(情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)</li> <li>・帳簿(収集運搬台帳)の備え付けと保存(5年間)</li> <li>・収集運搬基準(車両の表示・書類の携帯・収集運搬時の飛散防止)</li> <li>・事業者の責務                ①廃棄物を自らの責任において適切に処理する。                ②産業廃棄物処理業者から処分が困難との通知を受けた場合は必要な処置を講ずると共に、30日以内に都道府県知事に報告する。(平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法)                ③委託者が産業廃棄物の処理状況を確認する努力義務(平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法)                ④自社廃棄物の適正保管、適正処理及び管理票交付状況報告(法12条)</li> <li>・一般廃棄物は許可を受けた業者への委託(委託業者との契約)</li> </ul>
PCB 特措法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB廃棄物の保管及び処分等の状況の届出                低濃度PCBの処分期間は2027年3月末まで                ※弊社に低濃度PCBの、使用又は保管はありません</li> </ul>

自動車NOx・PM法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排出窒素酸化物、粒子状物質などの排出抑制に努める。</li> <li>・府内の37市町の対策地域(能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村、岬町を除く37市町)を発地又は着地として、「対象自動車」で、荷物の積卸し、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、「車種規制適合車(自動車NOx・PM(ノックス・ピーエム)法に規定する排ガス基準を満たす自動車)又は経過措置対象車」を使用しなければならない</li> </ul> <p>※適合車使用</p>
道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の定期検査</li> <li>・車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の運送用普通自動車は、運行記録計を備えなければならない。</li> <li>・車両総重量8トン以上のトラック等5台以上の使用の本拠ごとに、整備管理者の選任が必要。</li> </ul>
道路交通法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両事故防止の為に安全対策(人、物、管理)</li> <li>・通行禁止道路を通行する場合、通行許可が必要。</li> <li>・運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行う安全運転管理者の選任を行う。</li> </ul>
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車の所有者(最終所有者)は、リサイクル料金の支払いと自治体に登録された引取業者への廃車の引き渡し。</li> </ul>
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道受入基準を超える排水を出さない。</li> </ul>
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭や事務所から排出された家電製品を認定業者に引き渡し、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進する。</li> </ul>
消防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵所及び取扱所においての、危険物の取扱は危険物取扱者の立会いが必要。</li> <li>・移動タンク貯蔵所(タンクローリー)による危険物の移動は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者(危険物取扱者免状を携帯し)を乗車させる。</li> </ul>
高圧ガス保安法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵における規則に準じる。</li> </ul>
小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を</li> <li>・消費者の責務は分別して排出。(平成25年度4月1日から施行)</li> </ul>
労働安全衛生法一部改定 平成26年から平成28年6 月までの間に順次施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレスチェック制度の創設 医師、保健師などによるストレスチェックの実施を事業者には義務付ける。 ストレスチェックの結果を通知された労働者に、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、適切な就業上の措置を講じなければならない。</li> <li>・受動喫煙防止対策の推進 労働者の受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする。</li> </ul>

環境関連法規等の遵守状況を評価の結果、環境関連法規への違反はありません。

なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去5年間ありません。

訴訟もありません。

## 8. 代表者による全体評価と見直しの結果(2018年11月5日)

- ・弊社の現状に合った、環境負荷削減の為に取り組み方法に変更することに致しました。
- ・電力、一般廃棄物、水使用の削減は、2017年度目標値を維持管理目標に変更して、原単位をやめることに致しました。
- ・本社の電力、ガス、水の使用量の削減目標値の見直しをすることに致しました。
- ・一般廃棄物は、本社と全社の目標値の見直しをすることに致しました。
- ・燃料の削減は、従来通りの取り組み方法で行い、2017年度の目標数値を新たな維持管理目標値に設定することに致しました。
- ・エコアクション21ガイドライン2017年版に準拠した、産業廃棄物処理業者向けガイドライン発表に向け、環境経営システムの取り組みの準備を行う事に致しました。